

みどりのたより

54号

平成24年9月21日

CONTENTS

- ゴルフ場で使用される農薬に係る平成23年度水質調査結果について 1
- 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果について 5
- 芝・樹木類での農薬使用(回数)について 10
- 「魚毒性分類」の削除と使用上の注意事項（「芝」に適用のある農薬）について 12
- 使用残農薬、農薬空容器の処分について 13
- 緑の安全管理士の活動状況の報告
 - 近畿支部 奥西 正夫氏 19
 - 近畿支部 上尾 正美氏 20
- 病虫害発生予察情報「特殊報」について 22
- 使用制限のかかる農薬変更登録情報 23
- 食品・添加物等規格基準の改正について 34
- 協会からのお知らせとお願い 34
 - ・公益社団法人への移行申請について 34
 - ・「緑の安全管理士」支部大会及び認定研修会について 35
 - ・「緑の安全管理士」の皆さんへのお願い 35
 - ・講師派遣事業について 36
 - ・電話相談室について 36
 - ・緑の安全推進協会の出版物などのご案内 36
 - ・新入職員の紹介 39

社団法人 緑の安全推進協会

● ゴルフ場で使用される農薬に係る平成 23 年度水質調査結果について

平成 24 年 9 月 3 日 環境省は、ゴルフ場で使用される農薬について、平成 23 年度にゴルフ場排水等の水質調査の結果を取りまとめましたので公表しました。

本調査は、546 か所のゴルフ場を対象に、延べ 23,822 検体について実施した結果、ゴルフ場の排水の水質の農薬濃度目標（指針値）を超過した事例はなかったとしています。

【環境省発表】

平成 24 年 9 月 3 日

ゴルフ場で使用される農薬に係る平成 23 年度水質調査結果について（お知らせ）

ゴルフ場で使用される農薬について、平成 23 年度に地方自治体及び地方環境事務所が実施したゴルフ場排水等の水質調査の結果を取りまとめましたので公表します。

本調査は、546 か所のゴルフ場を対象に、延べ 23,822 検体について実施しました。その結果、ゴルフ場の排水の水質の農薬濃度目標（指針値）を超過した事例はありませんでした。

1. 経緯

環境省は、平成 2 年 5 月、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場で使用される農薬に係る水質調査の方法やゴルフ場の排水口における農薬濃度目標（指針値）等を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定し、都道府県に通知しました。都道府県等においては、同指針に基づき、ゴルフ場で使用される農薬について調査・指導が行われています。

環境省では、平成 2 年度から、地方自治体の実施したゴルフ場排水等の水質調査結果を取りまとめており、また、平成 16 年度からは、環境省地方環境事務所が実施した水質調査結果についても併せて取りまとめています。

2. 平成 23 年度水質調査結果の概要

- [1] 調査が実施された都道府県数 47（うち、地方環境事務所が調査：21 都道県（7 都道県で重複して調査））
- [2] 調査対象となったゴルフ場数 546 か所（うち、地方環境事務所が調査：24 か所）
- [3] 調査対象農薬数 75 種類
- [4] 総検体数 23,822 検体（うち、地方環境事務所が調査：1,656 検体）
- [5] 指針値超過検体数 0 検体（別表 1、2 のとおり）

※：環境省発表の本文は以下の URL でご覧になれます。

(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15641>)

(別表1)都道府県別の水質調査結果

都道府県	調査ゴルフ場数	調査対象 農薬数	総検体数 ^{注1、注2}		うち排水口調査検体数		指針値超過検体数
北海道	53 (2)	75 (75)	523	(138)	60	0	
青森県	1 (1)	75 (75)	69	(69)	0	-	
岩手県	1 (1)	75 (75)	69	(69)	0	-	
宮城県	3 (1)	75 (75)	148	(69)	0	-	
秋田県	2	6	6		3	0	
山形県	1 (1)	75 (75)	69	(69)	69 (69)	0 (0)	
福島県	7	37	231		33	0	
茨城県	5	19	27		5	0	
栃木県	66	75	2,399		819	0	
群馬県	2 (2)	75 (75)	138	(138)	69 (69)	0 (0)	
埼玉県	30	75	1,437		1,124	0	
千葉県	10	75	479		272	0	
東京都	2 (1)	75 (75)	77	(69)	4	0	
神奈川県	13	29	156		145	0	
山梨県	1 (1)	75 (75)	69	(69)	0	-	
長野県	8	75	564		442	0	
新潟県	6	31	206		91	0	
富山県	8	47	323		323	0	
石川県	1 (1)	75 (75)	69	(69)	0	-	
福井県	5	33	55		6	0	
岐阜県	4 (1)	75 (75)	85	(69)	0	-	
静岡県	18	27	432		408	0	
愛知県	26	62	305		103	0	
三重県	6 (1)	75 (75)	99	(69)	0	-	
滋賀県	2 (2)	75 (75)	138	(138)	69 (69)	0 (0)	
京都府	11	49	178		132	0	
大阪府	26	57	537		123	0	
兵庫県	90	75	6,628		385	0	
奈良県	24	44	1,373		385	0	
和歌山県	4 (1)	75 (75)	449	(69)	0	-	
鳥取県	1 (1)	75 (75)	69	(69)	0	-	
島根県	5	22	62		0	-	
岡山県	26	66	2,033		580	0	
広島県	8	44	320		320	0	
山口県	1 (1)	75 (75)	69	(69)	0	-	
徳島県	1 (1)	75 (75)	69	(69)	0	-	
香川県	13	46	546		546	0	
愛媛県	1 (1)	75 (75)	69	(69)	0	-	
高知県	1 (1)	75 (75)	69	(69)	0	-	
福岡県	17	75	1,283		690	0	
佐賀県	6	29	62		0	-	
長崎県	7	48	635		129	0	
熊本県	8	33	496		0	-	
大分県	3 (1)	75 (75)	171	(69)	69 (69)	0 (0)	
宮崎県	1 (1)	75 (75)	69	(69)	69 (69)	0 (0)	
鹿児島県	10	65	393		57	0	
沖縄県	1 (1)	75 (75)	69	(69)	69 (69)	0 (0)	
全国計	546 (24)	-	23,822	(1,656)	7,599	(414)	0 (0)

注1 総検体数は、(サンプル数×調査農薬数)であり、調整池や場外の水域等で採取されたものを含む。

注2 総検体数は、都道府県から報告のあった市町村実施分を含む。

注3 カッコ内の数字は、地方環境事務所が調査したものである。

(別表2) 農薬別の水質調査結果(排水口)

農薬名		指針値(mg/L)	濃度範囲(mg/L) ^{注1}	指針値超過検体数	調査検体数	
殺虫剤	1 アセタミプリド	1.8	N.D.	0	54	
	2 アセフェート	0.063	N.D.	0	108	
	3 イソキサチオン	0.08	N.D.	0	135	
	4 イミダクロプリド	1.5	N.D.	0	67	
	5 エトフェンプロックス	0.82	N.D.	0	109	
	6 クロチアニジン	2.5	N.D. ~ 0.007	0	87	
	7 クロルピリホス	0.02	N.D.	0	118	
	8 ダイアジノン	0.05	N.D. ~ 0.0008	0	164	
	9 テアトキサム	0.47	N.D. ~ 0.01	0	68	
	10 チオジカルブ	0.8	N.D. ~ 0.0011	0	143	
	11 テブフェノジド	0.42	N.D.	0	72	
	12 トリクロロホン(DEP)	0.05	N.D. ~ 0.001	0	91	
	13 ビリダフェンチオン	0.02	N.D.	0	115	
	14 フェニトロチオン	0.03	N.D. ~ 0.0026	0	163	
	15 ベルメトリン(MEP)	1	N.D.	0	89	
	16 ペンシルタップ	0.9	N.D.	0	50	
殺菌剤	17 アゾキシストロビン	4.7	N.D. ~ 0.018	0	187	
	18 イソプロチオラン	2.6	N.D. ~ 0.001	0	149	
	19 イプロジオン	3	N.D. ~ 0.25	0	158	
	20 イミノクタジンアルベシル塩酸及びイミノクタジン酢酸塩 (2農薬) ^{注2}	0.06 (イミノクタジンとして)	N.D.	0	102	
	21 エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	N.D.	0	102	
	22 オキシニル(有機銅)	0.4	N.D. ~ 0.011	0	148	
	23 キャプタン	3	N.D.	0	111	
	24 クロタロニル(TPN)	0.4	N.D.	0	156	
	25 クロネブ	0.5	N.D.	0	140	
	26 ジフェノコナゾール	0.3	N.D.	0	68	
	27 シプロコナゾール	0.3	N.D. ~ 0.0063	0	64	
	28 シメコナゾール	0.22	N.D.	0	61	
	29 チウラム(チラム)	0.2	N.D.	0	166	
	30 チオファネートメチル	3	N.D. ~ 0.004	0	69	
	31 チフルザミド	0.5	N.D. ~ 0.013	0	94	
	32 テトラコナゾール	0.1	N.D.	0	71	
	33 テブコナゾール	0.77	N.D. ~ 0.03	0	102	
	34 トリフルミゾール	0.5	N.D.	0	56	
	35 トルクロホスメチル	2	N.D. ~ 0.004	0	160	
	36 バリダマイシン	12	N.D.	0	46	
	37 ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1	N.D.	0	51	
	38 フルトラニル	2.3	N.D. ~ 0.0015	0	166	
	39 プロビコナゾール	0.5	N.D. ~ 0.001	0	162	
	40 ベノミル	0.2	N.D. ~ 0.0008	0	44	
	41 ペンシクロン	1.4	N.D. ~ 0.008	0	172	
	42 ポスカリド	1.1	N.D.	0	67	
	43 ホセチル	23	N.D.	0	93	
	44 ポリカーバメート	0.3	N.D.	0	82	
	45 メタラキシル及びメタラキシルM (2農薬) ^{注2}	0.58 (メタラキシルとして)	N.D.	0	160	
	46 メプロニル	1	N.D.	0	144	
	47 アシュラム	2	N.D. ~ 0.078	0	207	
	除草剤	48 エトキシスルフロン	1	N.D.	0	57
		49 オキサジアルギル	0.2	N.D.	0	44
		50 オキサジクロメホン	0.24	N.D. ~ 0.0011	0	61
51 カフェンストール		0.07	N.D. ~ 0.0079	0	76	
52 シクロスルファミロン		0.8	N.D. ~ 0.0064	0	60	
53 ジチオピル		0.095	N.D. ~ 0.0001	0	135	
54 シデュロン		3	N.D. ~ 0.0007	0	143	
55 シマジン(CAT)		0.03	N.D. ~ 0.0018	0	144	
56 テルブカルブ(MBPMC)		0.2	N.D. ~ 0.0001	0	116	
57 トリクロピル		0.06	N.D. ~ 0.001	0	141	
58 ナプロバミド		0.3	N.D.	0	115	
59 ハロスルフロメチル		2.6	N.D. ~ 0.0005	0	144	
60 ビリブチカルブ		0.23	N.D.	0	123	
61 プタミホス		0.2	N.D.	0	121	
62 フラザスルフロン		0.3	N.D. ~ 0.0006	0	134	
63 プロビザミド		0.5	N.D. ~ 0.012	0	152	
64 ペンスリド(SAP)		1	N.D.	0	101	
65 ペンディメタリン		1	N.D. ~ 0.001	0	158	
66 ペンフルラリン(ベスロジン)	0.8	N.D.	0	123		
67 メコプロップカリウム塩、メコプロップジメチルアミン塩、メコプロップPインプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩 (4農薬) ^{注2}	0.47 (メコプロップとして)	N.D. ~ 0.11	0	155		
68 MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩 (2農薬) ^{注2}	0.05 (MCPAとして)	N.D. ~ 0.002	0	55		
植物成長調整剤	69 トリネキサバクエチル	0.15	N.D.	0	50	
合計			-	0	7,599	

注1: 各調査機関により定量下限値は異なる。

注2: 20、45、67及び68の農薬は、2農薬以上の農薬を1つの物質として測定し、指針値を評価している。

《参考》

過去の調査結果との比較

	調査対象 ゴルフ場数	調査対象 農薬数	総検体数	指針値 超過件数	指針値 超過比率 (%)
平成 9 年度	1,990	35	120,774	5	0.0041
平成 10 年度	1,907	35	112,683	2	0.0018
平成 11 年度	1,794	35	95,760	0	0
平成 12 年度	1,673	35	84,071	2	0.0024
平成 13 年度	1,526	35	78,184	0	0
平成 14 年度	1,539	45	79,893	1	0.0013
平成 15 年度	1,233	45	60,858	0	0
平成 16 年度	997	45	45,880	0	0
平成 17 年度	833	45	35,687	0	0
平成 18 年度	786	45	30,430	0	0
平成 19 年度	754	45	27,365	0	0
平成 20 年度	634	45	23,403	0	0
平成 21 年度	635	45	23,810	0	0
平成 22 年度	563	75	22,727	0	0
平成 23 年度	546	75	23,822	0	0

● 国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果について

農林水産省は、平成 22 年度に実施した農薬の適正使用・管理を確認するための調査結果をつぎのとおり発表した。

調査した農家のほとんどで不適正な農薬の使用は見られず、分析した農産物のうち、2 検体を除いて、食品衛生法による残留基準値を超えるものがなかったとしています。

発表された調査結果は次のとおりです。

平成 24 年 6 月 19 日

農林水産省

国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果について

農林水産省は、平成 22 年度に実施した農薬の適正使用・管理を確認するための標記調査について、結果を公表します。

使用状況調査においては、調査した農家のほとんどで不適正な農薬の使用は見られませんでしたが、また、残留状況調査においては、分析した農産物のうち、2 検体を除いて、食品衛生法による残留基準値を超えるものがないことが確認されました。

今回残留基準値を超えて農薬を含有していた農産物は、通常摂食する量を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれはありません。

調査目的と結果

農薬の適正使用の推進、農産物の安全性の向上に関する施策の企画立案のための基礎資料を得ることを目的として、農産物を生産している農家における農薬の使用状況及び産地段階における農産物への農薬の残留状況の調査を実施しました。

(1) 農薬の使用状況

4,745 戸の農家について、記入又は聞き取りにより農薬の使用状況の調査を行いました。その結果、不適正な使用が見られたのは、1 戸 (0.02%) だけでした。昨年に引き続き、ほぼすべての農家で農薬が適正に使用されており、生産現場における農薬の適正使用についての意識が高いと考えられます。本来使用できない農産物に農薬を使用した不適正な使用のあった農家に対しては、地方農政局及び都道府県が農薬の適正使用について改めて指導を行いました。

(2) 農薬の残留状況

1,437 検体の農産物について残留農薬の分析を行いました。その結果、2 検体（ほうれんそう、にら）を除いて、農薬の残留濃度は食品衛生法による残留基準値を超えていませんでした。これは、ほとんどの農家が適正に農薬を使用しているとした農薬の使用状況調査結果を反映していると考えられます。

残留基準値を超えた試料は、ほうれんそう 99 検体中 1 検体と、にら 100 検体中 1 検体でした。これらについては、関係都道府県に情報提供を行うとともに、当該農家について、使用状況の調査をさらに行いました。

その結果、このほうれんそうと、にらを生産した農家は、当該農薬を使用基準どおりに使用していました。なお、当該農薬のほうれんそうに対する残留基準値は、昨年12月に今回の調査で確認された残留量を上回る残留基準値に改正されています。また、にらについては、明確な原因が確認できなかったことから、検出された成分の残留状況について、平成23年度以降も注視していきます。

なお、今回の調査で残留基準値を超えて農薬を含有していた農産物は、通常摂食する量を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれはありません。

調査結果を受けた対応

- (1)都道府県等にこの結果を通知し、農薬の適正使用の推進のための農家等への指導に活用していただく予定です。
- (2)農林水産省では、農薬の適正使用の指導に資するため、平成23年度も調査を行っております。また、これまでの調査で得られた結果を基に調査方法や内容を検討し、平成24年度以降も本調査を継続して、結果を提供していくこととしています。

(別添)

平成22年度国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果（概要）

1 調査の目的

我が国の農産物販売農家における農薬の使用状況及び産地段階における農産物への農薬の残留状況を把握し、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案のための基礎資料を得るとともに、調査結果に基づく所要の指導を通じて、農薬の適正使用の推進を図り、農産物の安全性の向上を図ることを目的とする。

2 使用状況調査

(1) 調査方法

平成22年度の調査は、穀類、大豆、野菜及び果実の農産物を生産している農家4,745戸を対象とした。それらの農家が、地方農政事務所等（現在は、地域センター等。以下、同じ。）から配布された農薬使用状況等記入簿に農薬の使用状況を記帳し、地方農政事務所等は農産物の出荷時期に当該記入簿を回収した。この記入簿に記帳された内容をもとに、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数調査を行った。

(2) 調査結果（概況）（別表1）

調査対象とした4,745戸の農産物販売農家のうち、4,744戸（99.98%）の農家は適正に使用していることが認められた。にらを生産している1戸（0.02%）の農家で、にらに使用できない農薬を誤ってにらに使用した事例が認められた。

(参考)

調査年度	調査農家数	農薬の総使用回数	農薬の不適正使用のあった農家数	不適正使用のあった農家のうち			
				誤った作物に使用した農家数	誤った使用量又は希釈倍数で使用した農家数	誤った時期に使用した農家数	誤った回数で使用した農家数
平成 15 年度	3,820	26,599	80 (2.1%)	25 (0.7%)	—	21 (0.5%)	43 (1.1%)
16	3,881	32,704	29 (0.7%)	5 (0.1%)	5 (0.1%)	9 (0.2%)	11 (0.3%)
17	4,256	39,215	18 (0.4%)	4 (0.1%)	4 (0.1%)	8 (0.2%)	4 (0.1%)
18	4,002	42,071	11 (0.3%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	2 (0.0%)
19	4,741	49,291	15 (0.3%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	5 (0.1%)	4 (0.1%)
20	4,729	42,059	12 (0.3%)	4 (0.1%)	3 (0.1%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)
21	4,735	43,311	17 (0.4%)	8 (0.2%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)	4 (0.1%)
22	4,745	43,631	1 (0.02%)	1 (0.02%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)	0 (0.00%)

注) ①平成 18 年度以降は従来の野菜及び果実に加え、米、小麦及び大豆も調査対象としている。

②平成 15 年度は、使用量又は希釈倍数については調査対象外。

3 農薬残留状況調査

(1) 調査方法

①試料検体数

調査対象となる各農産物の出荷量等を勘案しつつ、1,437 検体(穀類及び豆類(151 検体)、野菜及び果実(1,286 検体))の試料を調査対象とすることとし、都道府県に割り当てた。

②試料採取方法

2 の使用状況調査を実施した農家のうち、試料の提供及び残留農薬の調査実施に了解が得られた農家が生産した出荷段階の農産物を調査対象試料とし、穀類及び豆類は無作為に採取して合成縮分の上 1 kg 以上となるよう、野菜及び果実は無作為に 5 個以上かつ合計重量が 2 kg 以上となるよう採取した。

③分析方法

ア分析対象農薬

調査対象となる各農産物に使用された農薬のうち、分析法が確立している農薬を選定した。

イ分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である試験法について」(平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)の別添の第 2 章(一斉試験法)及び第 3 章(個別試験法)に定められた試験法及び精製溶媒に一部修正を加えた試験法を用いて分析した。

④定量限界

各農薬ごとに残留基準値の 10 分の 1 以下となるよう設定した。(別表 3 及び 4)

⑤妥当性確認

代表的な作物と農薬の組合せで添加回収試験を実施した。回収率は70%～110%の範囲であった。

(2) 調査結果 (概況) (別表3及び4)

1,437 検体の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料は、合計 1,099 検体(のべ検体数)であった。

(注) のべ検体数：1 試料から 2 種類の農薬が検出された場合、2 検体として計算

定量限界以上の農薬が検出された 1,099 検体の試料のうち、1,097 検体は食品衛生法に基づく残留基準値以下であったが、ほうれんそうにおいて、イミダクロプリドの残留基準値である 2.5mg/kg ※を超過する試料が 1 検体 (4.7 mg/kg)、にらにおいて、クレソキシムメチルの残留基準値である 30 mg/kg を超過する試料が 1 検体 (54 mg/kg) あった。これらについては、都道府県の担当部局に対し、その旨を情報提供した。

※ほうれんそうにおけるイミダクロプリドの残留基準値は、平成 23 年 12 月に 15 mg/kg に変更となっている。

農薬の使用基準を決める際には、病虫害等への効果、人畜への安全性、環境への影響等の観点から審査をしている。農薬の残留基準値は、この使用基準に従って最も農薬が残留しやすい条件で使用した場合でも作物中の残留量が超えることのない濃度として設定する。また、その値が安全の面から問題のないことを確認している。

農薬の使用基準が守られていれば、残留基準値を超過することのないように設定されているため、残留基準値は、農薬の使用基準が遵守されているかどうかの指標となる。

残留基準値を超過した 2 検体については、使用基準が遵守されていない可能性が示唆されたため、以下に、これらの農作物を摂取した場合の健康影響及び残留基準値超過の原因について考察する。

① 残留基準値超過のみられた農産物を摂取した場合の健康影響について

ア ほうれんそう (イミダクロプリド：4.7 mg/kg)

今回の検出量のイミダクロプリドを含むほうれんそうを平均的な量食べた場合、当該農薬の ADI (許容一日摂取量；毎日生涯食べ続けても健康に影響がでない量) に占める割合は 31.7 % であることから、当該ほうれんそうは、通常摂食する量を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれはない。

- ・当該農薬の慢性影響に係る最大許容量

$$\text{ADI (0.057 mg/kg 体重/日)} \times 53.3 \text{ kg (国民平均体重)} = 3.04 \text{ mg/人/日}$$

- ・全食品における当該農薬の推定摂取量 (0.921 mg/人/日) が ADI に占める割合
 $0.921 \text{ mg/人/日} \div 3.04 \text{ mg/人/日} \times 100 = 30.3 \%$

- ・当該ほうれんそうを平均的な量摂取した場合の当該農薬の ADI に占める割合

$$\{ \text{検出量 (4.7 mg/kg)} - \text{残留基準値 (2.5 mg/kg)} \} \times \text{平均的な摂取量 (18.7 g/日)} = 0.0411 \text{ mg/人/日}$$

$$0.0411 \text{ mg/人/日} \div 3.04 \text{ mg/人/日} \times 100 = 1.35 \%$$

- ・超過摂取量を加えた暴露評価

$$30.3 \% + 1.35 \% \doteq 31.7 \% \text{ ADI に対して } 31.7\%$$

イ なら（クレソキシムメチル：54 mg/kg）

今回の検出量のクレソキシムメチルを含むならを平均的な量食べた場合、当該農薬の ADI に占める割合は 10.1 % であることから、当該ならは、通常摂食する量を摂取しても健康に影響を及ぼすおそれはない。

・当該農薬の慢性影響に係る最大許容量
ADI (0.36 mg/kg 体重/日) × 53.3 kg (国民平均体重) = 19.2 mg/人/日
・全食品における当該農薬の推定摂取量 (1.90 mg/人/日) が ADI に占める割合
 $1.90 \text{ mg/人/日} \div 19.2 \text{ mg/人/日} \times 100 = 9.90 \%$
・当該ならを平均的な量摂取した場合の当該農薬の ADI に占める割合
{検出量 (54 mg/kg) - 残留基準値 (30 mg/kg)} × 平均的な摂取量 (1.6 g/日)
= 0.0384 mg/人/日
 $0.0384 \text{ mg/人/日} \div 19.2 \text{ mg/人/日} \times 100 = 0.2 \%$
・超過摂取量を加えた暴露評価
 $9.90 \% + 0.2 \% \doteq 10.1 \%$ ADI に対して 10.1%

② 残留基準値超過の原因について

ア ほうれんそう（イミダクロプリド：4.7 mg/kg）

このほうれんそうについて、生産段階における農薬の使用状況等を調査したところ、この農家は、イミダクロプリドを含む製剤を収穫 6 日前に使用していた。

なお、過去の調査においても、収穫 5 日前の使用で、今回の検出値と同程度の残留値がみられた事例があったが、当時の残留基準値(暫定)は 5 mg/kg であったため、残留基準値の範囲内であった。しかしながら、今回ほうれんそうで 4.7 mg/kg の残留が検出されたのは、平成 22 年 10 月の暫定基準値の見直しで基準値が 2.5 mg/kg に変更された後であったため、基準値を超過することになったものである。

この新たな基準値は、それまでに提出されていた作物残留試験を基に設定されたものであるが、それらの試験(2 例)では他の葉菜類での試験結果と比較していずれも当該農薬が相当低濃度でしか検出されておらず、結果的に、使用基準の範囲内で農薬を使用した場合に通常生じ得る農薬残留の範囲をカバーしない基準値となっていた可能性が高い。

その後、当該製剤への新たな使用方法（は種時の播溝土壌混和）の追加の際に提出された作物残留試験を基に、平成 23 年 12 月に残留基準値が 2.5 mg/kg から 15 mg/kg に変更された。今後は新たな残留基準値を指標とし使用状況、残留量を継続して調査していくこととしている。

イ なら（クレソキシムメチル：54 mg/kg）

このならについて、生産段階における農薬の使用状況等を調査したところ、農薬使用基準の違反は確認されず、基準値超過の原因は現時点では不明である。

また、過去に調査したならにおけるクレソキシムメチルの分析結果において、25 mg/kg よりも高い残留値が検出されたのは、240 例中今般の 1 例のみである。

このため、今般のような事例が起こる可能性は低いと考えられるが、念のため、平成 23 年度以降においても引き続き、にらにおけるクレソキシムメチルの残留傾向に関するデータを蓄積するとともに、栽培形態や前作における農薬の使用状況等と残留の傾向を分析し、クレソキシムメチルが想定以上に多く残留する一定の条件があるかどうか注視していくこととしている。

4 調査結果を受けた対応

- ① 不適正な使用が認められた農家に対して、地方農政事務所等及び都道府県が農薬の適正使用の徹底を図るよう指導した。
- ② 今回の調査結果を都道府県に通知するとともに、農家等使用者に対して改めて農薬の適正使用の周知徹底を図るよう要請する予定である。
- ③ 都道府県等による農家等に対する農薬の適正使用の指導等に活用するため、平成 23 年度も同様の調査を実施しており、平成 24 年度以降も農薬の使用状況及び残留状況の調査を継続する予定である。
- ④ その際、調査対象の農産物に使用が確認された農薬を分析し、作物残留の傾向を把握することとしている。なお、調査内容については、これまでの調査結果をもとに見直しを行っている。

以下の表は省略

(別表 1) 農薬の使用状況調査結果

(別表 2) 分析対象農薬及び定量限界

(別表 3) 農薬の残留状況調査において定量限界以上であった農薬に係る調査結果

(別表 4) 農薬の残留状況調査における作物別調査結果

詳細は <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouyaku/120619.html> を参照願います。

● 芝・樹木類での農薬使用(回数)について

ゴルフ場で使用する農薬の使用回数について、一部の緑の安全管理士の方から、確認の問い合わせがありました。

樹木、芝など非食用作物にも使用回数が定められており、農薬の使用者は守る必要があります。関係する緑の安全管理士の皆さんには次の連絡がなされたところですが、念のため、再度掲載します。主旨をご理解いただき、農薬の適正使用に努めていただくとともに、関係者へのご指導をお願いします。

緑の安全管理士 各位

芝・樹木類での農薬使用(回数)に係る指導について

農薬は、薬効や薬害、作物や土壌への残留、周辺環境への影響など様々な要素が考慮され、適正な使用方法が「使用基準」として法令（注）で定められていることはご承知のとおりです。

農薬の使用基準は、①対象作物、②希釈倍数又は使用量、③使用時期、④有効成分ごとの総使用回数の4項目について厳格に定められ、各薬剤のラベルに表示されています。このうち、使用回数について、芝生・樹木類は以下の考え方で規定されていることを農薬の使用者等に対してご指導をお願いします。

有効成分ごとの総使用回数とは、各農薬の有効成分ごとの各作物栽培期間中に使用できる回数を指します。栽培期間は作物により異なります。一年生の作物では栽培準備段階（作付前の土壌消毒等）から収穫までの期間を、果樹等の永年作物では収穫から次の収穫までの期間を、樹木や芝は、一年間における使用回数を指します。

樹木、芝など非食用作物にも有効成分ごとの総使用回数が定められている理由は、作物に対する薬害の発生及び河川水の汚濁を防止するためです。飲用水を通して摂取する農薬によって人の健康に悪影響が生じるのを防止するために水質汚濁に係る農薬登録保留基準が設定されており、この基準を超えることがないことを確認した上で、農薬の使用量や使用回数が定められています。その確認は、一年間に使用される農薬の有効成分の量を元に公共用水中の農薬の平均濃度の予測値を計算し、これを登録保留基準値と比較することによって行っていますので、使用回数を守らなければ、公共水域において登録保留基準値を超える農薬が検出されることになりかねません。万が一、このような検出事例が全国で相次げば、シマジンの場合と同様に、その農薬を水質汚濁性農薬に指定し、都道府県知事が条例により水源地域での使用を制限するといった措置がとられる可能性もあります。

やむなく多回数の防除が必要な場面では、薬剤抵抗性害虫・雑草や耐性菌の発生を防ぐためにも、同一成分の連用を避けて作用性の異なる薬剤のローテーション使用をするようご指導をお願いします。

（注）農薬使用基準は、農薬取締法の第12条第1項「農薬の使用の規制」に基づく、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（農林水産省・環境省令第5号）に定めています。

以上

● 「魚毒性分類」の削除と使用上の注意事項（「芝」に適用のある農薬）について

水産動植物の農薬被害防止を図る観点から、農薬原体の毒性を評価し、「魚毒性分類」に基づき使用上の注意事項が決められ、安全使用指導を行う上で広く活用されてきました。

一方、農薬登録においては、リスクベースの新たな評価手法が導入され、順次、新評価法に基づく使用上の注意事項の記載に切り替わり、平成 26 年中に、全有効成分について変更が完了する予定です。新たな情報提供方式が定着した段階で、これまでの魚毒性分類（A，B，B - s，C 類の表示）が削除されます。

新規有効成分（平成 23 年度以降に新規登録されたもの）については、「魚毒性分類」に代わり製剤ごとの注意事項が FAMIC 農薬検査部のホームページに掲載され、「魚毒性分類」は掲載されないこととされ、水産動植物への影響に関するエンドポイントは環境省のホームページに示されるようになりました。

既登録の有効成分については、順次、製剤ごとの注意事項を掲載することとされ、①原体と製剤の評価結果の乖離の大きい主要なもの、②水田適用剤であって生産量の多いものについて優先して変更されることとされ、平成 26 年度中に全有効成分について変更が完了するとされています。一部の既登録の有効成分については水産動植物への影響に関するエンドポイントが環境省のホームページに示されています。

ここでは「芝」に適用のある農薬製剤の水産動植物の農薬被害防止に関する使用上の注意事項についての状況をまとめてみました。

平成 24 年 7 月末現在、「芝」には 500 余の製剤が登録されています。そのうち約 100 の製剤について、新たな評価手法による水産動植物への影響に係る使用上の注意事項が掲載されています（FAMIC 農薬検査部のホームページ）。

参考までに、製剤に記載されている注意事項を例示します。これらの注意事項は製剤ごとに単独でまたは組み合わされて記載されています。農薬の使用にあたっては、製剤ごとに記載されているこれらの注意事項をよく読み遵守するようにして下さい。

- この登録に係る使用方法では該当がない。
- 水産動植物(魚類)に影響を及ぼす恐れがあるので、養魚田での使用には注意すること。
- 水産動植物(魚類)に影響を及ぼす恐れがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- 水産動植物(魚類)に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- 水産動植物(魚類、甲殻類)に強い影響を及ぼす恐れがあるので、河川、湖沼及び海域等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。養殖池周辺での使用は避けること。
- 水産動植物(魚類・甲殻類・藻類)に影響を及ぼす恐れがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- 養魚田周辺での使用には、特に注意すること。
- 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

● 使用残農薬、農薬空容器の処分について

「農薬電話相談」には多くの方々から種々の相談が寄せられています。中でも、農薬の適正な使用に関して「使用残農薬の処理」や「農薬の空容器の処分」についての質問が比較的多く寄せられています。ここでは、「使用残農薬の処理」や「農薬の空容器の処分」について農薬使用者における取り扱いについての、基本的な考え方をまとめてみました。

基本事項

農薬の購入に当たっては、使い残しが生じないように計画的な購入をするとともに、農薬散布液は使用する度に必要だけ調製し、そのつど使い切るのが原則です。

また、農薬の使用後の空容器は容器の壁に残存した農薬による事故や環境への影響を防ぐため、容器をよく洗浄し農薬の除去を徹底し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」からに従った処理が必要です。不要となった農薬を廃棄する場合にも、廃掃法に従った処理が必要です。

使用残農薬には、①調製後、散布に用いなかった（余った）散布液、②使用後の空容器、③使用後に残った農薬そして④購入したものの使用することなく保管されたままの農薬があります。

1、調整後、散布に用いなかった散布液（希釈薬液）

農薬はできるだけ使用残りのないように調整前に散布濃度、散布面積等を確認の上、必要量を把握し、過剰に調製しないように購入または調製するようにするのが基本です。

しかし、散布作業の途中で突然の降雨会うなど天候の変化により使い切れないこともあります。そのため、気象情報を調べて、散布当日の天候を確認し、雨や強風など農薬散布にとって悪条件が予想される場合は散布（散布液の調製）を見合わせます。

散布中に雨などが降って、散布できなくなった時は、雨がやんでからできるだけ早く散布します。調製した薬液は圃場で使い切り、余らせて廃棄することのないよう注意します。

また、散布液を調製する際には容器内に残った農薬を洗浄し、洗浄液も散布液調製用を使用するなど、農薬を河川などの水系に流入させない配慮が必要です。

やむを得ず残った散布液や散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、散布ムラの調整等に使用して下さい。

それでも残った場合は、圃場内で作物が植え付けされていない土壌表面に散布するか、廃液処理装置が設置されている場合はそれらを有効に活用して適切に処理します。

農薬、散布液や器具及び容器を洗浄した水を、河川、湖沼、用水路、下水等の水系に廃棄しないようにして下さい。散布器具等の洗浄は、河川等の水系に流入することのない場所で行うなど水系に流入させない配慮が必要です。

2、使用後の空容器

次の事項に留意する必要があります。

(1) 容器内に農薬が残っていないことを確認する

- 1) **農薬の容器が紙袋の容器**の場合は、散布機や散布用に希釈した溶液中に壁面に付着した薬剤が落ちるようさらに袋を数回軽くたたき落とし、散布機や散布用に希釈した溶液の中に入れる。目に見える付着が無いことを確認し、袋はたたんで保管する。
- 2) **農薬の容器がビンや缶などで水で洗うことのできる容器**（紙パック、プラスチック袋、アルミ蒸着袋を含む）の場合は、容器から農薬を出し切ったのち（中身の農薬をボタ落ちがなくなるまでさかさまにして移し終えたのち）、容器の1/4の水を加えて密栓し、よく振って散布液調整に使用する。この操作を3回繰り返し、目に見えるような付着分が無いことを確認する。容器内の水をよく切ってまとめて保管する。

注) 「水による3回洗浄法」により、現在、農薬容器に用いられているビンや缶状容器の内部に通常付着している農薬のほぼ99.5%以上を除去できる（別表参照）。なお、油分については、倒立して圃場に立てておく方法で付着分を除去する。

(別表)

(農薬工業会試験成績より)

農薬（剤型）	1回の洗浄で除去した農薬量（%）	2回の洗浄で除去した農薬量（%）	3回の洗浄で除去した農薬量（%）
A（液剤）	98.45	99.43	99.43
B（乳剤）	99.23	99.91	99.94
C（ゾル剤A）	97.44	99.78	99.92
D（ゾル剤B）	98.04	99.96	99.99

表中の数字は、4回実施した洗浄液総量に含まれていた農薬量を100として、各回毎の洗浄液に含まれていた農薬量をもとに除去率を算出し、累積除去率として表したものである。ただし、中の農薬を使い切ったらすぐに洗浄することが必要（付着分が固まると取れにくくなるものがある）。

- 3) **揮発性農薬（例えばクロルピクリン剤等）の入った缶状の容器**の場合は、缶の中の薬剤はできる限り使い切る。缶の側壁面にわずかに付着した液は次の手順で、空き缶は完全に臭気を抜く。

① 付着液処理

- i 周囲に影響を及ぼさない場所に、小さな窪みを作り、缶の口栓をはずし、缶をさかさにし、窪みの中に収まるよう倒立させる。
- ii 缶が倒れないよう、土寄せをする。この時、缶の中の付着液が出やすくなるよう、傾かないように立てる。（1～2日で缶の付着液はなくなる）。

② 残臭処理（上記1）付着液処理の後）

方法—1

- i そのまま1か月ほど倒立させておき、缶を上向きにして臭いを確認する。臭いが残っていればさらに1週間静置し、完全に臭いが無くなるのを待つ。

方法—2（およそ3日で確実に臭気を抜く方法）

- i 口栓を開け、缶の底面に3、4か所穴を開ける。

- ii 周囲に影響のない場所に、缶を横倒しにし、風通しが良くなるようにする。
缶が風で転がらないように、2～3缶をロープで束ねておく。

③ 回収

残臭処理後、臭いが完全に抜けたことを確認して、圃場から回収する。空き缶を処理業者等に出す場合は、臭気が完全に抜けていることを確認する。

4) エアゾール缶

中身の農薬を使い切ったのち、火気のない戸外で噴射音が消えるまでガスを抜く。この場合、ティッシュや新聞紙などに吹き付けるなどして周囲に飛散しないようにする。ガス抜きキャップが装着されている容器は、その使用方法に従う。

空き缶は市町村の指示に従って、回収場所に出す。

(2) 付着農薬を除去した空容器の処分方法

使用済みの容器は付着農薬を除去した後、他の用途には絶対使わず、以下のように適切に処理して下さい。

不要となった農薬や空容器の廃棄処理は、農家など排出者の責任です。農家からの農薬空容器や農業資材の廃材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)で、産業廃棄物として扱われます。自分で焼却することは法律で禁止されていますので、専門の業者に適切に廃棄を依頼する必要があります。

- ① 農家等農薬空容器の排出事業者自身で、許可を受けた廃棄物の処理業者に処理を委託してください。産業廃棄物処理業者は 公益社団法人全国産業廃棄物連合会の HP から検索できます。

(<http://www.zensanpairen.or.jp/federation/01/04/index.html>)

- ② 市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法に従ってください。
- ③ 農薬の使用済み空容器を地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分してください。

3 使用後に残った農薬

まず、容器内に残存しないように必要量を購入するよう心がけます。

万一開封後、残った農薬は次のような点に留意して保管してください。

○液剤類：入っていた容器の中栓とキャップを確実にしめ、必ず定められた安全な保管場所に収納して鍵をかける。清涼飲料水などの空ビンなどに移し替えたりすると、誤飲などの事故につながりかねません。飲料などの空容器に移し替えることは絶対にしないでください。

○水和剤、粉剤、粒剤等：袋の口を2～3回折り曲げてから、ガムテープなどでしっかり封をし、定められた安全な保管場所に収納してください。

使用残りの農薬は適正な保管が大切です。農薬は農薬取締法以外の法律でも規制されていることに留意する必要があります。毒物や劇物は鍵を掛けて保管することが毒劇法で義務付けられています。

農薬は専用の保管場所を設け、鍵を掛けて保管し、また、除草剤は他の農薬と分けて整理するなど、誤飲や誤用、盗難の防止に努める必要があります。

使用後に余った農薬及び使用済み容器に付着した農薬は河川、湖沼、用水路、下水等の水系に廃棄しないでください。

容器内に未使用の農薬を残したまま廃棄しないでください。使用後に残った農薬をやむを得ず廃棄する（容器に農薬が残りどうしても使用できない）場合は、次のいずれかの方法で適切に処理する必要があります。

- ① 農家等農薬空容器の排出事業者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。
- ② 市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法に従う。
- ③ 農薬を地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分する。

（社）緑の安全推進協会と農薬工業会では、農薬を使ったあとの取り扱いについて分かりやすく解説したリーフレット「きちんと後片づけをしよう」（右図）を作成して、講習会、研修会、勉強会等でご入用の方にお送りしています。ご希望の方は、必要数、送付先等必要事項を記入の上、当協会までFAX（03-5209-2513）にてお申込み下さい。リーフレットは無料です。

なお、リーフレットの記載内容は、当協会のホームページでご確認いただけます。

(<http://www.midori-kyokai.com/pdf/L-atokataduke.pdf>)

そのほかにも「正しく使って確かな収穫」、「きちんと保管して正しく使いましょう」、「食べものは大丈夫？ 無農薬なら安全?」、「飛散防止のポイント」、「知って得する！保護具の知識」などのリーフレットも作成していますので活用してください。

(http://www.midori-kyokai.com/topix/topix_leaf.html)



参考：

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の取り扱い

- 農業生産に用いられた後に残った農薬は「事業系一般廃棄物」と考えられており、農家に排出事業者としての処理責任が生じます。
- 通常「一般廃棄物」は市町村が回収・廃棄処理しますが、農薬は実質的に適正処理できる設備が少なく、ほとんどの市町村では一般ごみとしての回収はしていません。産業廃棄物に準じ、廃棄物処理業者に委託して廃棄処理することが現実的です。

【特に注意すべき点】

- 毒物または劇物の場合は「毒物及び劇物取締法」により、保管・運搬を含め業者登録が必要となり、又廃棄方法も品目ごとに定められているので処理業者・設備の確認を要します。

(参考)

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法) (抜粋)</p> <p>第三条 (事業者の責務)</p> <p>事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>第十六条 (投棄禁止)</p> <p>何人も、みだりに、廃棄物を捨ててはならない。</p> <p>第十六条の二 (焼却禁止)</p> <p>何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。</p> <p>一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却</p> <p>第二十五条 (罰則)</p> <p>次の各号の一に該当するものは、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>十四 第十六条の規定に違反して廃棄物を捨てた者</p> <p>十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者</p>

注：法律（廃掃法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律）上の取り扱い。

<p>○ プラスチック、金属、ガラスは産業廃棄物であるので、許可を受けた産業廃棄物処理業者及び収集運搬業者と委託契約し適切に処理する。その際にはマニフェスト（管理票）を発行し最終処分を確認する。5年間保存。</p> <p>○ 紙は事業系一般廃棄物であるので、許可を受けた一般廃棄物処理業者及び収集運搬業者と委託契約し適切に処理する。</p>
--

廃棄物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)で、廃棄物の分類が規程されており、事業者からの廃棄物と一般の消費者からの廃棄物では処理の考え方が変わります。廃棄物行政は基本的には地方に権限が移され、適正に処理することを第一義に運用されています。具体的な運用、適正に処理するための相談は、現地でご確認ください。

農薬空容器の種類と廃棄物の区分

農薬容器の種類		排出者の違いによる廃棄物の区分	
容器の素材	容器の形態	農家を含め事業者が排出する農薬空容器	一般家庭が排出する農薬空容器
プラスチック類	プラスチックボトル プラスチック 缶 プラスチック 袋 その他(筒、チューブ)	産業廃棄物 (廃プラスチック類)	

金属類	アルミ袋 金属缶	産業廃棄物 (金属くず)	一般廃棄物 (排出方法は市町村の指示 に従う)
ガラス類	ガラス瓶	産業廃棄物 (ガラスくず)	
紙類 (注)	紙袋 紙パック その他 (紙筒など)	(事業系)一般廃棄物 (紙くず)	

(注)湿気防止のため、紙をベースに、樹脂やアルミなどを貼り合せた容器と、樹脂を塗布、アルミ蒸着加工をした容器がある。

- ・両者を貼り合せている容器で、剥がすことが可能なものは、それぞれを剥がして分別・排出する。
- ・樹脂を塗布したもの又はアルミを蒸着した容器は、容器素材の過半数を占める紙類又はプラスチック類とみなす。

廃棄農薬の処理を引き受けている代表的企業

(詳細は各企業に照会してください)

企業名	住所	TEL	URL
野村興産(株) (業務部)	東京都中央区日本 橋堀留町 2-1-3	03-5695-2530	http://www.nomurakohsan.co.jp
呉羽環境(株) (営業本部)	福島県いわき市錦 町四反田 7-1	0246-63-1331	http://www.kurekan.co.jp
日曹金属化学(株) (環境事業部)	東京都台東区上野 3-1-2	03-5688-6383	http://nmcc.co.jp
DOWA エコシステム(株) ・(エコシステムジャパ ン(株))(営業本部)	東京都千代田区外 神田 4-14-1	03-9847-7010	http://wwwdowa.co.jp/jp/jigyo/ ecosystem-summary.html
・エコシステム秋田(株)	秋田県大館市花岡 町堤沢	0186-46-1436	
・エコシステム山陽(株)	岡山県久米郡美咲 町吉ヶ原 1125	0868-62-1346	
・光和精鉱(株)	北九州市戸畑区中 原 46-93	093-872-5155	http://www.kowa-seiko.co.jp/ profile/index.html
(株)サニックス (プラスチック事業部)	東京都千代田区大 手町 2-6-1	03-3272-2635	

● 緑の安全管理士の活動状況の報告

緑の安全管理士の相互の情報交換の一助とするため、各地で活躍されている管理士の皆さんの現場での活動の状況を掲載します。

今回は、近畿支部の奥西様及び上尾様の活動について紹介します。

私の安全管理士としての活動について

近畿支部 奥西正夫

緑の安全管理士としての活動は、現役引退前後からとなります。当初は農薬卸商や県植物防疫協会からの依頼で小売業者、造園業者、卸商社員対象での農薬安全使用、農薬取扱についての講習会の講師をしていました。

当時は現役でもあり、商品説明を兼ねての講習会であったと思いますし、現役時代の顔見知り、取引関係での繋がりで行っていたものです。

現在は地元の町の緑化保全専門員と緑の相談員を引き受けて、町の保護樹の診断、対策と一般市民からの緑に対する相談を受けています。又春と秋に公民館や市緑化推進委員会が行っている市民講座の講習会で講師を引き受けています。これらの活動を通して病虫害防除での農薬の安全使用の説明なども行っています。緑化保全専門員では市指定保護樹の樹勢診断、街路樹の診断、公園の樹木診断、と対策、治療（病虫害防除を含む）などの活動をしています。加害する病虫害の防除に農薬の利用を処方箋に入れることがあります。同時に安全対策の項目を添付していますが、人に危害を及ぼす害虫の多発、景観を著しく阻害するものなど、管理上よほどの問題がない限り、農薬を取り入れた対策は取られないのが実情です。

理由は周辺住民の農薬使用の了解が得られないことです。緑の相談員の活動は毎月一回役所にて一般市民からの植物（樹木、草花、作物、芝草等）の管理方法、栽培方法の相談を受けています。

管理方法では病虫害の被害をはじめ環境の変化や人為的加害など、何らかの障害が対象の相談が持ち込まれることが多く、その防除手段として農薬使用が避けられないことが多くあります。

この相談は一対一で行いますから、農薬使用にあたっての注意事項の説明は充分出来ます。しかし専門用語を出来るだけ使わず、わかりやすく、丁寧に、最小限の守るべき点（登録農薬の使用、散布時の注意、近隣との対応が可能かどうか）を説明し、相談者に理解が得られたかどうかの確認を取るよう努めています。

さらに念を押す場合には処方箋を書いて手渡すようにしています。緑の相談では相談者がどこで緑と対話しているかで説明方法、内容を変えなければならない問題があります。

庭、家庭菜園で対話しているか、マンションのベランダで対話されているかを相談を行う早い時点で、知ることが必要になります。

その他の活動としては年に1~2回要請を受ける講習会があります。市の公民館や緑化推進協会が行っている市民講座での樹木の管理、草花の栽培方法等の講座ですが、いずれの講座でも病虫害防除を説明しなければなりません。

樹木の管理は植栽地の問題、剪定の時期、方法、土壌改良の問題がテーマでも樹勢、樹形に病虫害対策が絡んでくるため防除方法、防除剤（使用上の注意、使用時の周辺環境への配慮）等の説明も必要になります。草花の栽培の場合はそのテーマの大半が病虫害の被害対策のため、はじめから防除の必要性和必要農薬の説明をする場合が多く、安全使用の説明にも充分対応できていると思います。

市民講座以外にシルバーセンターでの病虫害防除研修会がありますが、説明対象者が年齢の高い人であるため農薬の基礎から使用方法までと、農薬の毒性、安全対策（散布者、散布周辺への配慮、散布時の気象等）を簡潔にわかりやすく、説明を行わなければなりません。また説明資料作りには苦勞が要ります。この研修は出来るだけ2日をかけて理解を得るようにして行っています。

緑の安全管理士としての活動は現役時と異なり、一般市民、造園業者、特殊なシルバーセンター関係者が対象者となり、農薬の理解に時間がかかる人びとを対象としていますので、農薬が健康な緑の育成に必要な資材であることを先ず知ってもらい、次に安全使用を説明しなければならぬ煩わしさがあります。

以上管理士としての活動を述べてまいりましたが、家庭園芸や造園など園芸分野での農薬の安全使用啓蒙活動は一对一の対話、指導等の地道な活動が、有効であると痛感している次第です。今後も自分の出来る範囲で、この活動を継続して行っていきたいと考えています。

緑の安全管理士としての活動

日産化学工業(株)農業化学品事業部営業本部緑化営業部大阪駐在
上尾正美

私が「緑の安全管理士」の資格を取得したのは、1996年で農耕地分野が初めてでした。その後、緑地・ゴルフ場分野も2000年に取得しました。資格取得・認定後は、資格を生かし業務にボランティア活動に勤んでおります。

その一端をご御紹介します。

2010年、私の居住する大阪府箕面市で「ナラ枯れ：アラカシ1本」が発生し、それを管理するNPO法人みのお山麓保全委員会に「ナラ枯れ」に関する資料を提供しました。

森林総合研究所 関西支所：黒田慶子室長（現：神戸大教授）や京都府大：小林正秀特別講師の資料などです。

2011年には、前述のNPO法人主催による「ナラ枯れ」被害防止研究フォーラムが1月15日に開催され、被害木の処理方法について説明の機会を与えて頂きました。

この市民フォーラムは、今年も5月17日に第2回目が開催され参加しました。

この間、2011年6月13日には、「箕面体験学習の森」内におけるアカガシ（8本の株立ち）被害木の伐倒・NCS燻蒸作業にボランティアとして参加しました。資料作成としては、2010年5月、花博20周年記念事業の協賛として、「農薬散布による樹木類薬害注意記載事項及び薬害事例」を作成しました。

この資料は、グリーン農薬総覧や農薬安全適正使用ガイドブック、農薬ハンドブック、東京都病虫害防除基準、茨城県林試業務報告などを参考に作成したものです。

登録農薬が解りにくいとの声があり、2011年5月に樹木・芝生・花卉の樹種別・草種別の登録農薬一覧表を作成し配布しました。

この資料は、農水省消費安全技術センター(FAMIC)の農薬登録情報ダウンロードを元に、樹種・草種ごとの病虫害・雑草の適用、登録農薬を一覧としたものです。

また、農薬そのものが解らないとの声に対し、2011年9月に「農薬の検索から安全性確保まで」といった資料を作成し配布しました。

この資料は、農水省農薬検査所HP、農薬工業会・緑の安全推進協会HPの資料をもとに、自社資料を加えたものです。

この他に、依頼されての講演・講義などがあります。

2008年からは、NPO法人おおさか緑と樹木の診断協会の講師派遣事業として、大阪府の農業大学校で「樹木の病虫害防除」について毎年講義しております。

今年も6月20日に農業大学校を訪問し、9時40分から12時15分まで講義しました。

2010年5月3日、花博開催20周年記念フェアの一環として、「農薬の薬害」について、ステージ講演を行いました。

2011年10月30日には、阪神播磨グリーンアドバイザーの会：10月勉強会に講師として招かれ「農薬とIPM」について講演しました。

毎年10月には『ひょうご・まちなみガーデンショー』で「緑の相談員」を、また、今年には公益社団法人日本家庭園芸普及協会の『にっぽん緑のカーテン大作戦』のボランティアとして、5月25日大阪信愛女学園幼稚園に「ぬるっば」（オカワカメ・アカザカズラ・雲南百薬の別名がある）の植え付け・栽培指導に行ってきました。

事務局からのお願い

多くの緑の安全管理士の皆様の活動についての投稿をお待ちしております。投稿は緑の安全推進協会事務局までお寄せください。

担当 常木 洋和 ・ 正垣 優

電話 03-5209-2511 ファックス 03-5209-2513

E-mail tsuneki@midori-kyokai.com 又は
shogaki@midori-kyokai.com までお願いします。

● 病害虫発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病害虫発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病害虫の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病害虫が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生の病害虫を発見した場合、重要な病害虫の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

平成 24 年 6 月以降、都道府県が発表している『特殊報』は下記のとおりです。

各都道府県が発表した病害虫発生予察情報『特殊報』（24 年 6 月～）

日付	府県名	作物	病害虫
6.1	長野	緑肥用エンバク(セイヨウチャヒキ)	エンバク褐斑細菌病
6.5	滋賀	ブルーベリー	フタモンマダラメイガ (別名 クロフタモンマダラメイガ)
6.8	高知	ナス	ナスフザリウム立枯病(仮称)
6.13	千葉	チャ	チャトゲコナジラミ
6.13	岡山	トルコギキョウ	トルコギキョウ葉巻病
6.14	群馬	チャ及びサザンカ	チャトゲコナジラミ
6.19	山口	日本ナシ	チュウゴクナシキジラミ
6.21	福岡	マンゴー	チャノキイロアザミウマ(新規系統)
7.4	香川	トルコギキョウ	トルコギキョウ葉巻病
7.11	千葉	キュウリ他	キュウリ黄化えそ病
7.20	神奈川	チャ	チャトゲコナジラミ
7.23	栃木	リンドウ	TSWV による病害
7.24	兵庫	ウメ	ウメ輪紋病
7.26	山口	チャ	チャトゲコナジラミ
7.27	徳島	ビワ	ビワキジラミ(仮称)
8.2	岡山	キク	キク茎えそ病
8.6	大阪	サツマイモ	タテスジヒメジンガサハムシ
8.22	神奈川	ニホンナシ	ニホンナシハモグリダニ
8.29	長崎	スモモ	スモモ斑入果病

8.30	岩手	アリウム類	べと病（仮称）
8.30	岩手	トルコギキョウ	えそ輪紋病
8.30	奈良	トマト	ミツユビナミハダニ
9.6	茨城	チャ	チャトゲコナジラミ

● 使用制限のかかる農薬変更登録情報

農薬の登録内容は、必要に応じて見直しが行われます。農薬を適正に使用する上において特に使用制限となる変更には留意が必要です。

ここでは、平成24年4月以降に使用制限となった農薬をまとめてみました。8月8日付けで多くの水稲初期除草剤の使用時期が変更されています。止水期間の遵守の徹底とともに使用時期を守り水質保全対策を推進することが求められています。農薬の使用にあたっては農薬のラベルを再度確認し、適正使用に留意して下さい。

農薬名（商品名）	変更内容 （該当の使用制限変更にかかる部分のみ）	理由	変更（予定）日
ロブラール水和剤	「かぼちゃ」を削除する。	1	平成24年9月26日
ゲザガード50	<ul style="list-style-type: none"> 「だいこん」、「陸稲」を削除する。 「麦類」の使用時期「5葉期まで」を削除し、本剤の使用回数を「1回」とする。 「にんじん」の使用時期「生育期(但し、収穫45日前まで)」を削除し、本剤の使用回数を「1回」とする。 	1	平成24年9月26日
カスミンボルドー 銅シン水和剤	<ul style="list-style-type: none"> 「セルリー」を削除。 	1	平成24年8月29日
日曹ゲッター水和剤 住化ゲッター水和剤 ホコーゲッター水和剤 ヤマゲッター水和剤	<ul style="list-style-type: none"> 「ぶどう」の使用回数を「3回以内」から「1回」に変更他。 「かんきつ(みかんを除く)」の希釈倍数の変更。 	1	平成24年8月29日
日曹テランT水和剤 金鳥テランT水和剤	<ul style="list-style-type: none"> 「ぶどう」の使用回数を「2回以内」から「1回」に変更他。 	1	平成24年8月29日
トップジンMゾル ホコトトップジンMゾル 家庭園芸用トップジンMゾル	<ul style="list-style-type: none"> 「ぶどう」の使用回数を「3回以内」から「1回」に変更他。 	1	平成24年8月29日

トップジンM 水和剤 クマイトップジンM 水和剤 ホクートップジンM 水和剤 ヤマトトップジンM 水和剤 日農トップジンM 水和剤	・「ぶどう」の使用回数を「3 回以内」から「1 回」に変更他。	1	平成 24 年 8 月 29 日
ラビライト水和剤 クマイラビライト水和剤	・「ぶどう」の使用回数を「2 回以内」から「1 回」に変更他。	1	平成 24 年 8 月 29 日
ピラクロン1 キロ粒剤 兆1 キロ粒剤	・「移植水稻」の使用時期を「植代後～移植 4 日前又は移植直後～ルビエ1.5 葉期 ただし、移植後 30 日まで」から「植代後～移植 7 日前又は移植直後～ルビエ1.5 葉期 ただし、移植後 30 日まで」に変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
ピラクロンフロアブル 兆フロアブル	・「移植水稻」の使用時期を「植代後～移植 4 日前又は移植直後～ルビエ1.5 葉期 ただし、移植後 30 日まで」から「植代後～移植 7 日前又は移植直後～ルビエ1.5 葉期 ただし、移植後 30 日まで」に変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
プレキープ1 キロ粒剤	・「移植水稻」の使用時期を「植代後～移植 7 日前または移植直後～ノビエ1 葉期 但し移植後 30 日まで」へ変更。 ・「直播水稻」の使用時期を「湛水直播の代かき後～は種 7 日前またはは種直後～ノビエ1 葉期但し収穫 90 日前まで」へ変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
プレキープフロアブル	・「移植水稻」のうち、使用時期「植代後～移植 4 日前または移植直後～ノビエ1 葉期 但し移植後 30 日まで」を「植代後～移植 7 日前または移植直後～ノビエ1 葉期 但し移植後 30 日まで」へ変更。 ・「直播水稻」のうち、使用時期「湛水直播の代かき後～は種 4 日前またはは種直後～ノビエ1 葉期 但し収穫 90 日前まで」を「湛水直播の代かき後～は種 7 日前またはは種直後～ノビエ1 葉期但し収穫 90 日前まで」へ変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
エリジャン乳剤	・「移植水稻」の使用時期「植代時～移植 4 日前まで」を「植代後～移植 7 日前まで」に変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日

ソルネット 1 キロ粒剤	・「移植水稻」の使用時期「植代後～移植前 4 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」に変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
エリジャンジャンボ	・「移植水稻」の使用時期「植代時～移植前 4 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」に変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
エリジャン EW 乳剤	・「移植水稻」の使用時期「植代時～移植前 4 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」に変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
ベアスフロアブル	・「移植水稻」における使用時期「植代後～移植前 4 日または移植直後～ノビエ発生始期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日または移植直後～ノビエ発生始期 ただし、移植後 30 日まで」と変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
科研ベクサー 1 キロ粒剤 ベクサー 1 キロ粒剤 ベアス 1 キロ粒剤	・「移植水稻」における使用時期「植代後～移植前 4 日または移植直後～ノビエ発生始期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日または移植直後～ノビエ発生始期 ただし、移植後 30 日まで」と変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
科研ベクサーフロアブル ベクサーフロアブル	・「移植水稻」及び「ひえ（水田移植栽培）」の使用時期「植代後～移植前 4 日または移植直後～ノビエ発生始期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日または移植直後～ノビエ発生始期 ただし、移植後 30 日まで」と変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
石原ボンバード 1 キロ粒剤	・「移植水稻」の使用時期「植代後～移植 4 日前または移植直後～ノビエ 1.5 葉期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植 7 日前または移植直後～ノビエ 1.5 葉期 ただし、移植後 30 日まで」へ変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
マーシエット 1 キロ粒剤	・「移植水稻」の使用時期「植代後～移植前 4 日」の表記を「植代後～移植前 7 日」に変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日

マーシェットジャンボ	・「移植水稻の」使用時期「植代後～移植前4日または移植後1～5日(ノビエ1葉期まで)」を「植代後～移植前7日または移植後1～5日(ノビエ1葉期まで)」に変更。	2	平成24年8月8日
マーシェット乳剤 モンサント マーシェット乳剤	・「移植水稻」の使用時期「(移植4日前まで)」を「(移植7日前まで)」に変更する。 ・「直播水稻」の使用時期「乾田直播のは種直後～イネ出芽前(雑草発生前)」を「乾田直播のは種直後～イネ出芽前(雑草発生前)(入水15日前まで)」に変更。	2	平成24年8月8日
マーシェット粒剤5	・「移植水稻」の使用時期「植代後～移植4日前まで」を「植代後～移植7日前まで」に変更。	2	平成24年8月8日
マツタブジャンボ 日農マツタブジャンボ トクヤマ マツタブジャンボ	・使用時期「植代後～移植前4日又は移植後1日～ノビエ1葉期但し、移植後30日まで」を「植代後～移植前7日又は移植後1日～ノビエ1葉期但し、移植後30日まで」に変更。	2	平成24年8月8日
ユニハーブフロアブル ホクコーユニハーブフロアブル	・使用時期「植代時～移植前4日前まで」を「植代時(移植7日前まで)」及び「植代後～移植前7日まで」に変更し、「植代時(移植7日前まで)」の使用方法を「植代時に原液のまま散布し混和する」とする。	2	平成24年8月8日
ロンスター乳剤	・「移植水稻」の使用時期「植代時～移植4日前まで」を「植代後～移植7日前まで」及び「植代時(移植7日前まで)」に変更。 ・「直播水稻」の使用時期「湛水直播の植代時～は種4日前まで」を「湛水直播の植代後～は種7日前まで」及び「湛水直播の植代時(は種7日前まで)」に変更。	2	平成24年8月8日
協友オードラム粒剤	・「移植水稻」の使用時期「植代後～移植前4日又は移植後ノビエ2葉期まで」を「植代後～移植7日前又は移植後ノビエ2葉期まで」に変更。	2	平成24年8月8日
草笛ジャンボ 科研草笛ジャンボ 協友草笛ジャンボ	・「使用量」20個(1kg)/10aの使用時期「植代後～移植前4日又は移植直後～ノビエ1葉期但し、移植後30日まで」を「植代後～移植前7日又は移植直後～ノビエ1葉期但し、移植後30日まで」に変更。 ・「使用量」10個(500g)/10aの使用時期	2	平成24年8月8日

	「植代後～移植前4日又は移植直後～ノビエ1葉期但し、移植後30日まで」を「植代後～移植前7日又は移植直後～ノビエ1葉期但し、移植後30日まで」に変更。		
草笛フロアブル 科研草笛フロアブル 日産草笛フロアブル 協友草笛フロアブル	<ul style="list-style-type: none"> ・「使用量」500ml/10a及び「使用方法」原液湛水散布の「使用時期」及び「使用方法」『「使用時期」植代時～移植前4日又は移植直後～ノビエ1葉期（近畿・中国・四国、九州はノビエ発生始期まで）但し、移植後30日まで、「使用方法」原液湛水散布』を『（イ）「使用時期」植代時（移植7日前まで） 「使用方法」植代時に原液のまま散布し混和する （ロ）「使用時期」植代後～移植前7日又は移植直後～ノビエ1葉期（近畿・中国・四国、九州はノビエ発生始期まで）但し、移植後30日まで 「使用方法」原液湛水散布』に変更。 ・「使用量」300ml/10a（少量散布）の「使用時期」『植代後～移植前4日又は移植直後～ノビエ1葉期但し、移植後30日まで』を『植代後～移植前7日又は移植直後～ノビエ1葉期但し、移植後30日まで』に変更。 	2	平成24年8月8日
協友農将軍フロアブル チバガイギー・農将軍フロアブル 農将軍フロアブル	「移植水稻」の使用時期「植代後～移植4日前まで、移植直後～ノビエ1.5葉期但し、移植後30日まで」を「植代後～移植7日前又は移植直後～ノビエ1.5葉期但し、移植後30日まで」に、また「植代後～移植4日前まで、移植直後～ノビエ1葉期但し、移植後30日まで」を「植代後～移植7日前又は移植直後～ノビエ1葉期但し、移植後30日まで」に変更。	2	平成24年8月8日
用心棒フロアブル	使用時期「植代後～移植4日前まで」を「植代後～移植7日前まで」に変更。	2	平成24年8月8日

<p>アーケース 1 キロ粒剤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「移植水稻」における使用時期「植代時～移植 4 日前または移植直後～ノビエ 1.5 葉期ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植 7 日前または移植直後～ノビエ 1.5 葉期ただし、移植後 30 日まで」へ変更。 ・「移植水稻」における使用時期「植代時～移植 4 日前または移植後 3 日～ノビエ 1.5 葉期ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植 7 日前または移植後 3 日～ノビエ 1.5 葉期ただし、移植後 30 日まで」へ変更。 	<p>2</p>	<p>平成 24 年 8 月 8 日</p>
<p>アルハープフロアブル</p>	<p>使用時期「植代時～移植前 4 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」へ変更。</p>	<p>2</p>	<p>平成 24 年 8 月 8 日</p>
<p>キルクサ 1 キロ粒剤 ホクサンキルクサ 1 キロ粒剤</p>	<p>「移植水稻」の使用時期「植代後～移植前 4 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 但し、移植後 15 日まで」を「植代後～移植前 7 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 但し、移植後 15 日まで」へ変更。</p>	<p>2</p>	<p>平成 24 年 8 月 8 日</p>
<p>クリアホープフロアブル 兼商クリアホープフロアブル</p>	<p>「移植水稻」の使用時期「植代後～移植前 4 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期ただし、移植後 30 日まで」と変更。</p>	<p>2</p>	<p>平成 24 年 8 月 8 日</p>
<p>サインヨシフロアブル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「移植水稻」の使用時期「植代時～移植前 4 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期ただし、移植後 30 日まで」を「植代時（移植 7 日前まで）」及び「植代後～移植前 7 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期ただし、移植後 30 日まで」と変更し、使用時期「植代時（移植 7 日前まで）」の使用方法を「植代時に原液のまま散布し混和する」とする。 ・「移植水稻」の使用時期「植代後～移植前 4 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期ただし、移植後 30 日まで」と変更。 	<p>2</p>	<p>平成 24 年 8 月 8 日</p>

<p>サキドリ 1 キロ粒剤 クミアイサキドリ 1 キロ粒剤 シンウチ 1 キロ粒剤</p>	<p>「移植水稻」の使用時期「植代後～移植前 4 日または移植直後～ノビエ 1 葉期ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日または移植直後～ノビエ 1 葉期ただし、移植後 30 日まで」と変更。</p>	<p>2</p>	<p>平成 24 年 8 月 8 日</p>
<p>サキドリ EW クミアイサキドリ EW シンウチ EW</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「移植水稻」の使用時期「植代時～移植前 4 日または移植直後～ノビエ 1 葉期ただし、移植後 30 日まで」を「植代時（移植 7 日前まで）」及び「植代後～移植前 7 日または移植直後～ノビエ 1 葉期ただし、移植後 30 日まで」と変更し、使用時期「植代時（移植 7 日前まで）」の使用方法を「植代時に原液のまま散布し混和する」とする。 ・「直播水稻」の使用時期「湛水直播の代かき時～は種前 4 日」を「湛水直播の代かき時（は種 7 日前まで）」及び「湛水直播の代かき後～は種前 7 日」と変更し、使用時期「湛水直播の代かき時（は種 7 日前まで）」の使用方法を「代かき時に原液のまま散布し混和する」とする。 	<p>2</p>	<p>平成 24 年 8 月 8 日</p>
<p>ショウエース 1 キロ粒剤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「北陸」の使用時期「植代後～移植前 4 日または移植直後～移植後 7 日(ノビエの 1 葉期まで)」を「植代後～移植前 7 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」に変更。 ・「関東・東山・東海の普通期栽培地帯」の使用時期「植代後～移植前 4 日または移植直後～移植後 5 日(ノビエの 1 葉期まで)」を「植代後～移植前 7 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」に変更。 ・「近畿・中国・四国の普通期栽培地帯」と「九州の普通期及び早期栽培地帯」の使用時期「植代後～移植前 4 日または移植直後～移植後 5 日(ノビエの 1 葉期まで)」を「植代後～移植前 7 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」に変更。 	<p>2</p>	<p>平成 24 年 8 月 8 日</p>
<p>ショウエースフロアブル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用時期「植代後～移植前 4 日または移植直後～移植後 5 日(ノビエ 1 葉期まで)」を「植代後～移植前 7 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」に変更。 	<p>2</p>	<p>平成 24 年 8 月 8 日</p>

ショッカーフロアブル 大塚ショッカーフロアブル	・使用時期「植代後～移植前 4 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」に変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
シング乳剤 ホクサンシング乳剤	・「移植水稻(使用量：500mL/10a)」の使用時期「植代時～移植 4 日前まで」を「植代後～移植 7 日前まで」及び「植代時(移植 7 日前まで)」に変更。 ・「移植水稻(使用量：300mL/10a(少量散布))」の使用時期「植代時～移植 4 日前まで(移植後に使用する除草剤との体系で使用)」を「植代後～移植 7 日前まで(移植後に使用する除草剤との体系で使用)」及び「植代時(移植 7 日前まで)(移植後に使用する除草剤との体系で使用)」に変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
スウィープフロアブル M I C スウィープフロアブル	・「移植水稻」における使用時期「植代後～移植前 4 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」と変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
科研スピフロアブル トクヤマスピフロアブル スピフロアブル	・「移植水稻」における使用時期「植代後～移植前 4 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」と変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
クサパンチ 1 キロ粒剤 S D S クサパンチ 1 キロ粒剤 ホクコーダッシュワン 1 キロ粒剤	・「移植水稻」における使用時期「植代後～移植前 4 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 但し、移植後 30 日まで」と変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
ダッシュワンフロアブル S D S ダッシュワンフロアブル ホクコーダッシュワンフロアブル	・「移植水稻」の使用時期「植代後～移植前 4 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 但し、移植後 30 日まで」と変更。 ・「移植水稻」の使用時期「植代時～移植前 4 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」を「植代時(移植 7 日前まで)」及び「植代後～移植前 7 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 但し、移植後 30 日ま	2	平成 24 年 8 月 8 日

	で」と変更し、使用時期「植代時（移植 7 日前まで）」の使用方法を「植代時に原液のまま散布し混和する」とする。		
テマカットフロアブル S D S テマカットフロアブル	<ul style="list-style-type: none"> ・「移植水稻」の使用時期「植代後～移植前 4 日または移植直後～ノビエ 1 葉期ただし、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、移植後 30 日まで」と変更。 ・「移植水稻」の使用時期「植代時～移植前 4 日または移植直後～ノビエ 1 葉期ただし、移植後 30 日まで」を「植代時（移植 7 日前まで）」及び「植代後～移植前 7 日または移植直後～ノビエ 1 葉期 ただし、植後 30 日まで」と変更し、使用時期「植代時（移植 7 日前まで）」の使用方法を「植代時に原液のまま散布し混和する」とする。 ・「直播水稻」における使用時期「湛水直播の代かき後～播種前 4 日」を「湛水直播の代かき時（は種 7 日前まで）」及び「湛水直播の代かき後～は種前 7 日」と変更し、使用時期湛水直播の代かき時（は種 7 日前まで）」の使用方法を代かき時に原液のまま散布し混和する」とする。 	2	平成 24 年 8 月 8 日
デルカット乳剤 （登録番号 22430） デルカット乳剤 （登録番号 21160）	・「移植水稻」の使用時期のうち「(移植 4 日前まで)」を「(移植 7 日前まで)」に変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
パイサー粒剤	・「直播水稻（東北、北陸）」の使用時期「は種前 3 日～は種後 7 日(ノビエ発生始期まで) ただし、収穫 90 日前まで」を「は種直後～は種後 7 日(ノビエ発生始期まで)ただし、収穫 90 日前まで」へ変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日
パデホープ 1 キロ粒剤 S D S パデホープ 1 キロ粒剤	・「移植水稻」の使用時期を「植代後～移植前 4 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 但し、移植後 30 日まで」を「植代後～移植前 7 日又は移植直後～ノビエ 1 葉期 但し、移植後 30 日まで」に変更。	2	平成 24 年 8 月 8 日

ピラクロショット1キロ粒剤	・「移植水稻」の使用時期「植代後～移植4日前又は移植直後～ルビエ1.5葉期 但し、移植後30日まで」を「植代後～移植7日前又は移植直後～ルビエ1.5葉期 但し、移植後30日まで」に変更。	2	平成24年8月8日
ピラクロショットフロアブル	・「移植水稻」の使用時期「植代後～移植4日前又は移植直後～ルビエ1.5葉期 但し、移植後30日まで」を「植代後～移植7日前又は移植直後～ルビエ1.5葉期 但し、移植後30日まで」に変更。	2	平成24年8月8日
トリフミン乳剤 石原トリフミン乳剤 ヤシマトリフミン乳剤	・「ばら」を削除。	1	平成24年7月11日
カッター粒剤	・「みかん」を削除。	1	平成24年6月27日
カソロン粒剤 ホクコーカソロン粒剤2.5	・作物名「みかん」を削除。	1	平成24年6月27日
カソロン粒剤4.5	・作物名「みかん」及び「ぶどう」を削除。	1	平成24年6月27日
ホクコーカソロン粒剤6.7 カソロン粒剤6.7	・作物名「みかん」「かき」「ぶどう」及び「牧草」を削除。	1	平成24年6月27日
ホクコーオルトラン粒剤 オルトラン粒剤	・「れんこん」の「使用回数」を「3回以内」から「2回以内」に変更。 ・「いぐさ」の「使用回数」を「5回以内」から「2回以内」に変更。	1	平成24年5月30日
フォリオブラボ顆粒水和剤	・「なす」の使用回数を「3回以内」に変更他。	1	平成24年5月16日
ポリベリン水和剤	・「きゅうり」の使用回数を「3回以内」から「2回以内」に変更	1	平成24年5月16日
日農ポリキャプタン水和剤	・「なし」の使用時期を「収穫3日前まで」から「収穫7日前まで」に変更 ・「りんご」の使用回数を「5回以内」から「3回以内」に変更 ・「きゅうり」の使用回数を「3回以内」から「2回以内」に変更	1	平成24年5月16日

<p>ポリオキシシンAL乳剤 日農ポリオキシシンAL 乳剤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「きゅうり」の使用回数を「3 回以内」から「2 回以内」に変更 ・「いちご(露地栽培)」及び「いちご(施設栽培)」を「いちご」に変更 ・「いちご」の使用時期を「収穫 3 日前まで」又は「収穫 7 日前」から「収穫開始 14 日前まで」に変更 ・「いちご」の使用回数を「5 回以内」から「3 回以内」に変更 ・「なす」の適用病害虫名「灰色かび病」を削除 ・「ピーマン」の使用時期を「収穫 7 日前まで」から「収穫開始 14 日前まで」に変更 	<p>1</p>	<p>平成 24 年 5 月 16 日</p>
<p>ポリオキシシンAL水和 剤 ポリオキシシンAL水和 剤「科研」 日農ポリオキシシンAL 水和剤</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「りんご」の使用時期を「収穫前日まで」から「収穫 3 日前まで」に変更、使用回数を「5 回以内」から「3 回以内」に変更他。 ・「なし」の使用時期を「収穫前日まで」から「収穫 7 日前まで」に変更 ・「きゅうり」の使用回数を「3 回以内」から「2 回以内」に変更 ・「いちご」の使用時期を「収穫 7 日前まで」から「収穫開始 14 日前まで」に変更 ・「トマト」の適用病害虫名「灰色かび病」の希釈倍数を変更他 	<p>1</p>	<p>平成 24 年 5 月 16 日</p>
<p>ポリオキシシンAL水溶 剤「科研」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「きゅうり」の使用回数を「3 回以内」から「2 回以内」に変更 ・「トマト」の希釈倍数を変更 ・「なす」の希釈倍数を変更 ・「いちご(露地栽培)」及び「いちご(施設栽培)」を「いちご」に変更 ・「いちご」の使用時期を「収穫 3 日前まで」又は「収穫 7 日前まで」から「収穫開始 14 日前まで」に変更 ・「いちご」の使用回数を「5 回以内」から「3 回以内」に変更 ・「すいか」の使用時期を「収穫前日まで」から「収穫 3 日前まで」に変更 ・「にら」の使用回数を「3 回以内」から「1 回」に変更 	<p>1</p>	<p>平成 24 年 5 月 16 日</p>

ポリオキシソ水和剤	・「りんご」の使用回数を「4回以内」から「3回以内」に変更 ・「なし」の使用時期を「収穫3日前まで」から「収穫7日前まで」に変更	1	平成24年5月16日
ダイアメリットDF クミアイダイアメリットDF	・「きゅうり」の使用回数を「3回以内」から「2回以内」に変更 ・「トマト」の希釈倍数の変更	1	平成24年5月16日
クリーンサポート	・「きゅうり」の使用回数を「3回以内」から「2回以内」に変更	1	平成24年5月16日

変更理由一覧

- 1：登録維持に必要な資料整備に経費と時間を要するため。
- 2：水田において使用される農薬における止水期間の遵守を徹底するため。

● 食品・添加物等規格基準の改正について

厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準（いわゆる「農薬残留基準」）を順次、設定・改訂して公表している。

最近、設定・改訂し公表したものは次のとおり。

- ・平成24年6月14日食安発0614第1号、イソキサフルトール、イマザピック、エタルフルラリン、フェンブコナゾール、フロニカミド、ペノキススラム、マンジプロパミド
- ・平成24年8月20日食安発0820第1号、シクラニリド、スピロメシフェン、トリアゾホス、トリフロキシストロビン、ビフェントリン、ピラクロニル、ピリベンカルブ、フルオピコリド、フルジオキサニル、フルフェノクスロン、ペノキサコール、ベンスルフロンメチル、メタアルデヒド、スピノサド

● 協会からのお知らせとお願い

1 公益社団法人への移行申請について

平成20年12月1日の公益法人制度関連法が施行されました。新公益法人制度では、国所管(6,625団体)のみでなく都道府県所管(17,818団体)を含めたすべての社団法人、財団法人(合計約24,317団体(国と都道府県の共管法人の重複を除いた数))は、公益法人か一般法人のどちらかを選択し、平成25年11月30日までに移行しなければならず、そうでなければ解散となるものです。

公益法人の認定基準として、公益目的事業比率が50/100以上であること、経理的基礎及び技術能力を有すること、法人関係者に特別の利益を与えないことなどが挙げられています。

緑の安全推進協会の新制度への対応について、内部での検討、「新制度対応検討委員会」の設置と同検討会で議論を経て、「公益社団法人」への移行を目指すことが適正であると判断し、「定款」の全面的な見直し、「公益認定申請書」等の作成に着手し、平成24年5月の理事会、総会での提案、承認を経て、6月15日、内閣総理大臣へ「公益認定申請書」

を提出しました。

審査には概ね4か月を要する見込みです。

2 「緑の安全管理士」支部大会及び認定研修会について

平成24年度の「緑の安全管理士」支部大会及び認定研修会は以下の日程で開催されます。

(1) 「緑の安全管理士」支部大会及び研修会

支部名	開催日時	開催場所
北海道	24年11月22日(木)	ホテル札幌ガーデンパレス
東北	11月28日(水)	ホテル白萩
関東・甲信越①	11月27日(火)	北とぴあ
関東・甲信越②	12月12日(水)	北とぴあ
東海・北陸	12月14日(金)	名古屋中小企業福祉会館
近畿	25年1月25日(金)	新梅田研修センター
中国・四国	1月24日(木)	オルガホール
九州・沖縄	1月23日(水)	天神クリスタルビル

(2) 「緑の安全管理士」認定研修会開催日程

研修会名	開催日時	開催場所
第34回認定研修会	24年12月5日(水)～ 7日(金) 3日間	共栄火災海上保険(株) 8階研修室(東京 新橋)

3 「緑の安全管理士」の皆さんへのお願い

(1) 「みどりのたより」への投稿のお願い。

各々の場面で活躍されている緑の安全管理士の皆さんの相互の情報交換あるいは意識の向上を目的に、“みどりのたより”に皆さんの現場での活動状況を掲載することとしました。今号では、近畿支部の奥西様、上尾様の日ごろの活動について投稿していただきました。管理士の皆さんの投稿をお待ちしております。

(2) 緑の安全管理士の皆さんのメールアドレス登録のお願い

緑の安全管理士の活躍の場を広げ、社会の期待に応じてその存在をアピールしてゆくため、地域における管理士としての組織的な活動を強化してゆくことが必要ではないかと考えております。

そこで、管理士の皆様に、E-Mailのアドレスを登録していただき、地域の会員相互の連絡ネットワークを構築し、それを手掛かりに、地域活動の展開を図ることとしたいと思います。お届けいただいた管理士の皆様には、農薬登録情報など、最新の情報もお届けします。

管理士の皆様には、この趣旨をご理解のうえ、①氏名、②ご自身のメールアドレス、③管理士番号、④現在の県名を記載したメールを次のアドレスに送付し、メールアドレス等の登録をお願いします。

メールの送付先： midori-kanrishi@midori-kyokai.com

(3) 「緑の安全管理士」の所属等変更届けについて

「緑の安全管理士」の届け出事項に変更があった場合は速やかに事務局までご連絡下さい。連絡は、郵便、FAX 又は電子メールでお願いします。当会のホームページで届出書をダウンロード、印刷してご記入の上お送り下さい。

(4) 「緑の安全管理士」認定証をなくされた方へ

「緑の安全管理士」の認定証の再発行を希望される方は、「再発行願い」に必要事項を記入の上、写真2枚、再発行料金を添えて事務局まで提出ください。「再発行願い」用紙はホームページからもダウンロードできます。

不明な点は事務局にお問い合わせください。

(5) 「緑の安全管理士」資格有効期限と資格復活を希望される方へ

「緑の安全管理士」資格の更新できなかつた方で、資格復活を希望される方は事務局あてにご相談下さい。資格は一時失効となりますが、条件によっては次年度の更新研修会への参加資格を授与します。

4 講師派遣事業について

緑の安全推進協会では、農薬安全対策事業の一環として「無料の講師派遣事業」を展開しています。

勉強会等への講師派遣のご希望がございましたら、ご遠慮なくお申込み下さい。講演内容に応じた適任の講師を派遣いたします。また、管理士のみなさんのお知り合いの方で、講習会や研修会などを企画されている方がいらっしゃる場合も講師派遣の紹介をしてください。本事業についての詳細はホームページをご覧ください。ご質問、申し込み等の相談は担当者（常木洋和 石島藤夫）にお気軽にご連絡下さい。

電話番号： 03-5209-2511 FAX 番号： 03-5209-2513

メール： ishijima@midori-kyokai.com

5 農薬でんわ相談室について

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関する電話による疑問・質問、相談に無料で応じています。疑問・質問などをどこに聞いたら良いか不明の際は、気軽にお尋ね下さい。

電話：03-5209-2512

6 緑の安全推進協会の出版物などのご案内

(1) 農薬の安全使用等についての「リーフレット」

(社)緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などについてわかりやすく解説した次のようなリーフレットを作成し、広く知識の普及、啓蒙に関係者の方々に紹介し、各種イベントでの配布、講習会、研修会、勉強会等で利用していただいています。リーフレットは無料です。

ご希望の方はリーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等をご記入の上、当協会まで FAX 03-5209-2513 にてお申込ください。

詳細については(社)緑の安全推進協会事務局までお問い合わせ下さい。

農薬を正しく使って 確かな収穫!

スーと直訳するポイントは...

社団法人 緑の安全推進協会
〒112-0242 東京都千代田区千代田5-3-4
TEL. 03-5209-2611 FAX. 03-5209-2612
http://www.midori-kyokai.com

農薬工業会
〒113-8525 東京都文京区湯島3-2-15 農研ビル4階
TEL. 03-5649-7181 FAX. 03-5649-7245
http://www.nda.or.jp

農薬はきちんと保管して 正しく使いましょう!

社団法人 緑の安全推進協会
〒112-0242 東京都千代田区千代田5-3-4
TEL. 03-5209-2611 FAX. 03-5209-2612
http://www.midori-kyokai.com

農薬工業会
〒113-8525 東京都文京区湯島3-2-15 農研ビル4階
TEL. 03-5649-7181 FAX. 03-5649-7245
http://www.nda.or.jp

食べものは大丈夫?

農薬は危険な薬物? 食えば大丈夫?

農薬が安全に使用されている限り、農産物から農薬が検出されることがありますが、それは農薬が安全に使用されている証拠です。農産物から農薬が検出されたとしても、それは農産物の安全に影響を及ぼすことはありません。農産物を食べる際には、農産物の産地や産種を確認し、農産物の安全を確認してください。

無農薬なら安全?

無農薬農産物は、農薬を使用していない農産物です。しかし、無農薬農産物でも、自然由来の農薬や、環境中の農薬が検出されることがあります。また、無農薬農産物でも、農産物の産地や産種を確認し、農産物の安全を確認してください。

2018年10月

飛散防止のポイント
農薬地上散布の場合

飛散防止のポイント

- 農薬の飛散防止に努める
- 農薬の飛散防止に努める
- 農薬の飛散防止に努める

社団法人 緑の安全推進協会
〒112-0242 東京都千代田区千代田5-3-4
TEL. 03-5209-2611 FAX. 03-5209-2612
http://www.midori-kyokai.com

農薬工業会
〒113-8525 東京都文京区湯島3-2-15 農研ビル4階
TEL. 03-5649-7181 FAX. 03-5649-7245
http://www.nda.or.jp

知って得する! 保護具の知識
「農薬を使うときの安全チェックリスト」付き

知って得する! 保護具の知識

「農薬を使うときの安全チェックリスト」付き

農薬を使うときは、必ず保護具を着用してください。保護具の種類や着用方法は、農薬の種類や使用方法によって異なります。保護具の着用は、農薬の飛散防止や、農薬の吸収防止に効果的です。保護具の着用は、農薬の安全な使用に不可欠です。

社団法人 緑の安全推進協会
〒112-0242 東京都千代田区千代田5-3-4
TEL. 03-5209-2611 FAX. 03-5209-2612
http://www.midori-kyokai.com

農薬工業会
〒113-8525 東京都文京区湯島3-2-15 農研ビル4階
TEL. 03-5649-7181 FAX. 03-5649-7245
http://www.nda.or.jp

農薬を使ったあとは...
きちんと後片づけをしよう!

農薬を使ったあとは...

きちんと後片づけをしよう!

農薬を使った後は、必ず後片づけをしましょう。後片づけは、農薬の飛散防止や、農薬の吸収防止に効果的です。後片づけは、農薬の安全な使用に不可欠です。

社団法人 緑の安全推進協会
〒112-0242 東京都千代田区千代田5-3-4
TEL. 03-5209-2611 FAX. 03-5209-2612
http://www.midori-kyokai.com

農薬工業会
〒113-8525 東京都文京区湯島3-2-15 農研ビル4階
TEL. 03-5649-7181 FAX. 03-5649-7245
http://www.nda.or.jp

なお、リーフレットの記載内容は、当会のホームページでご確認いただけます。
<http://www.midori-kyokai.com/index.html>

(2) 緑地・ゴルフ場・農薬についての出版物

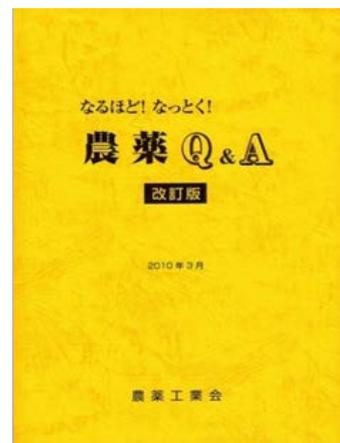
① 「なるほど！なっとく！農薬Q&A」(2010年改訂版)(農薬工業会編)

農薬についての正しい情報が伝わるよう本書の出版が企画されました。

分かりやすいと好評であった、「農薬Q&A(初版:平成19年)」を全面改定し、より平易な表現に改め、イラストや図表などを多く取り入れ読みやすくなるよう心がけ、新しい知見や法改正などを反映させました。

本書は、農薬の適正使用を指導される方々をはじめ農薬について知りたいとお考えの一般の方々にも十分ご理解いただけるものと思います。農薬についての疑問に答え、農薬に関する正しい情報が得られます。

B5判、274頁、定価1300円(消費税込み、送料実費)



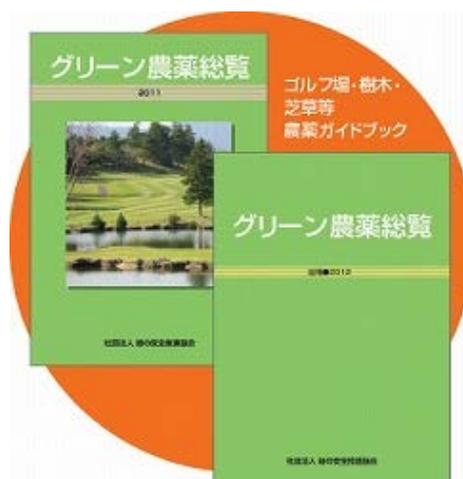
② 「グリーン農薬総覧」(2011年版) (社) 緑の安全推進協会編

本シリーズは、芝、緑地、公園樹木類の病害虫及び雑草防除に使用する農薬を解説したもので、農薬の正しい選択、適正な使用による安全性確保のためのバイブルとして広く活用され、ゴルフ場及びその他の分野における緑の保全に大いに貢献していると好評を博しています。

主な内容は、

1. 前回刊行以降新しく登録(2010年12月末まで)並びに適用拡大等の変更のあった農薬の追加、変更等薬剤の特長、使い方のポイントなど
 2. 掲載農薬の芝、樹木以外に登録適用のある作物名の掲載
 3. 樹木・樹木類(ばら、観葉植物含む)の病害虫及び雑草防除の手引き
 4. 関連法規、通達事項
- などです。

B5判、618頁、定価4,500円(消費税・送料込み)



③ 「グリーン農薬総覧」追補2012年版

(社) 緑の安全推進協会編

「グリーン農薬総覧」(2011年版)に加え、2011年1月~12月末までに新しく登録になった農薬を加え、且つ、既登録で内容が追加、削除等になった品目を補正する「追補2012年版」を3月上旬に刊行致しました。2011年総合版とセットでご活用ください。現在、好評販売中です。事務局までお申し込みください。

B5判、定価1,850円(消費税・送料込み)

これらの出版物についてのお問い合わせ・お申込みは当協会(03-5209-2511)まで

7 新入職員の紹介

平成 24 年 8 月、緑の安全推進協会事務局に職員 1 名が加わりました。自己紹介を掲載します。

石島 藤夫

経歴：実業系高校で食品化学を学び、大学では農薬学を専攻。卒業後農薬関係の研究所に 26 年間勤務（専門は農薬残留分析および環境挙動調査等）。その後、今年 7 月の退職までに工場および本社管理部門で約 10 年間環境安全業務に従事。本社勤務時代に農薬工業会の安全対策委員および委員長を経験。現在 60 歳。

抱負：農薬の安全啓発の推進と緑の安全推進協会の知名度アップを図りたい。

趣味：旅行（特に歴史的な場所歩き）

コメント：経歴から見ると理科系に見られがちですが、自分では歴史が大好きな文系人間と思っています。会社の本社勤務になるまでは緑の安全推進協会の存在を知りませんでした。それが現在は協会に勤めることになり、縁の不思議さを感じています。現在、農薬に対する偏見や誤解が溢れていますので、それを是正するためにも、これから益々勉強が必要なことを痛感しています。「緑の安全管理士」をはじめ関係者の皆様、よろしくお願い致します

みどりのたより

第54号

発行日 平成24年9月21日
発行 (社)緑の安全推進協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4
(全農薬ビル5階)
TEL 03-5209-2511
FAX 03-5209-2513
ホームページ <http://www.midori-kyokai.com>